

# 東北大学未来型医療創成センタークライオ電子顕微鏡利用内規

制定 令和3年9月3日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学メディカル・メガバンク機構（以下「機構」という。）に設置されている東北大学未来型医療創成センター（以下「センター」という。）のクライオ電子顕微鏡（以下「CryoEM」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 CryoEM は、未来型医療の実現や、生命科学等の発展に資する研究開発のために利用することができる。

(利用者の資格)

第3条 CryoEM を利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 センターのクライオ電子顕微鏡運営委員会（以下「クライオ運営委員会」という。）が相当と認めた者
- 二 前各号に掲げる者のほか、特にセンター長が相当と認めた者

(利用の申請)

第4条 CryoEM を利用しようとする者は、所定の利用申請書に所属分野等の長の承認を受けて、クライオ運営委員会に利用の申請をしなければならない。

(利用の承認)

第5条 クライオ運営委員会は、前条の申請が CryoEM を利用するのに相当と認めたときは、これを承認する。

- 2 前項の承認の有効期限は、承認を受けた利用期間のみとする。

(利用の変更等)

第6条 CryoEM の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、第4条の利用申請の内容に変更が生じたときは、速やかにクライオ運営委員会の委員長（以下「委員長」という。）に届け出又は再申請をしなければならない。

- 2 利用者は、CryoEM の利用の取消しをしようとする場合は、その旨を速やかに委員長に届け出なければならない。

(利用の更新)

第7条 利用者は、所定の更新手続きを行うことにより、CryoEM の利用期間を更新することができる。

- 2 前項の更新手続きについては、第4条の規定を準用する。

(目的外利用の禁止)

第8条 利用者は、承認を受けた目的以外のために CryoEM を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

第9条 利用者がこの内規に違反した場合その他センター又は機構の運営に重大な支障が生じるような行為を行った場合は、委員長は、利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

- 2 前項の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、センター及び機構はその責めを負わない。

(報告書の提出)

第10条 利用者は、利用の成果又は経過について委員長から報告を求められたときは、速やかに、利用報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、CryoEM の利用を終了又は中止した場合は、その旨を速やかに委

員長に届け出るとともに、その結果を報告しなければならない。

(論文の公表)

第11条 利用者は、CryoEMを利用して得た成果を含む研究を論文等により公表する場合は、当該論文等にセンターのCryoEMを利用した旨を明記するものとする。

2 同様に、解析に機構のスーパーコンピュータシステムを利用した場合は当該論文等に機構のスーパーコンピュータシステムを利用した旨を明記するものとする。

(倫理審査を要する研究)

第12条 利用者は、CryoEMで倫理審査を要する解析等を行う場合は、あらかじめ、所定の倫理審査委員会の承認を得たうえで実施するものとする。

(経費の負担)

第13条 委員長は、CryoEMの利用にかかる経費を利用者に負担させることができる。経費の額等については、別に定める。

(免責及び損害賠償)

第14条 センターは、利用者へのCryoEMの安定提供について努めるものとするが、センターの責に帰さない事由により利用者が被った損害、その他CryoEMに関連して被った損害について、一切の責任及び負担を負わない。

2 利用者が故意又は過失により、センター又は機構の設備、備品等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(利用の制限)

第15条 センターは、利用者への予告なしにCryoEMを停止することができる。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、CryoEMの利用その他の取扱いに関し必要な事項は、クライオ運営委員会が別に定める。

附 則

この内規は、令和3年9月3日から施行し、令和3年7月1日から適用する。